

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免 要件判定簡易フローチャート

次のどちらに該当していますか？

- ①世帯主が新型コロナウイルスに^{かん}り患した
- ②新型コロナウイルスの影響により、世帯主の収入が減少した

①②いずれでもない
(世帯主以外が^{かん}り患・収入減少)

①コロナウイルスに^{かん}り患

②収入減少

新型コロナウイルスにより世帯主が死亡
または1か月以上の治療を要した

減少した収入の種類は以下のいずれかですか？

- ・給与所得 ・営業所得・不動産所得 ・山林所得
- ※給与所得の場合、給与支払者からの新型コロナウイルスの影響による減収である証明の提出をお願いします。

はい

いいえ

いいえ

本減免の対象に
なりません

はい

減少した収入について、①と②を比較して
30%以上の減少が見込まれますか？

- ①令和3年中の収入額
- ②令和4年中の見込み収入額

いいえ

減免に該当する可能性があります。
以下の書類をご準備のうえ、申請をお願いします。

- ①減免申請書(様式)
- ②チェックリスト(様式)
- ③死亡診断書

または医師の診断書

※診断書は新型コロナウイルス感染症による旨と療養期間の記載があるもの

はい

世帯主の所得について、次のすべてに該当しますか？

- ・減少した収入についての所得が1円以上
- ・令和3年中の合計所得が1000万円以下
- ・減少した収入以外の所得合計が400万円以下

いいえ

はい

減免に該当する可能性があります。
以下の書類をご準備のうえ、申請をお願いします。

- ①減免申請書・収入・所得集計表(様式)
- ②チェックリスト(様式)
- ③令和3年中の収入がわかるもの(申告書の控え等)
- ④令和4年中の収入がわかるもの(帳簿や給与明細等)

※申請の内容によって追加資料の提出をお願いする場合があります

本減免の対象に
なりません

申請にあたっては、市HP掲載の様式やチェックリスト、Q&Aなどもご参照ください。



お問合せ先：熊谷市市民部保険年金課 国保税係
TEL:048-524-1111 内線：248 379